号外 第41号 令和2年(2020年) 6月29日(月) (毎週 火・金発行)

#### 次 目

宋 1州	
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・(人事課)	3
○東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するため	
の熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する	
条例	3
○熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例・・・・・・・・・・・( 〃 )	4
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・(財政課)	4
○公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関す	
る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(県政情報文書課)	5
○熊本県税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(税務課)	5
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正	
する条例(子ども家庭福祉課)	8
○熊本県部落差別の解消の推進に関する条例・・・・・・・・・・・(人権同和政策課)	8
○熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の	
一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(学校人事課)	9
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(特別支援教育課)	9
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・ (人事課)	9

# 本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
  - 感染症防疫作業手当の対象となる作業を追加することとした。 (第4条関係)
  - 家畜伝染病予防法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。 (第4条 関係)
  - この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、公布の日又は家畜 伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法律第16号)の施行の日のいずれか 遅い日から施行することとした。
- ◇東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等 の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
  - 新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合に支給する感染症防疫作業手当につ いて、特例を設けることとした。(第7条関係)

  - その他規定の整理を行うこととした。(第8条関係) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年2月1日か ら適用することとした。
- ◇熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
  - 趣旨について定めることとした。 (第1条関係)
  - 知事等が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、県に対する損害 賠償の責任を免れる額について定めることとした。 (第2条関係)
  - この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例
  - 家畜伝染病予防法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条 関係)
  - 覚せい剤取締法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関
  - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条、別表第19の2関係)この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行
  - することとした。
    - 1の一部、2及び5 公布の日 (1)
    - (2) 1の一部 公布の日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法 律第16号)の施行の日のいずれか遅い日
    - 令和2年9月1日 (3)
  - 2に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。 (附則第2項関
- ◇公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

- 趣旨について定めることとした。 (第1条関係)
- 役員等が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、法人に対する損 2 害賠償の責任を負う最低限度額について定めることとした。(第2条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 熊本県税条例の一部改正【第1条】
  - (1)個人県民税
  - 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しを行うこ ととした。(第28条関係)
  - 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄し た者への寄附金控除の適用を行うこととした。 (附則第20条関係)
  - 不動産取得税

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化を行うこ ととした。(附則第21条関係) 県たばこ税

1 本当たりの重量が 0. 7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、 当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとした。 第64条の3関係)

自動車税

環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和3年3月31日まで延長することと した。(附則第8条の9関係)

- 熊本県税条例の一部改正【第2条】
  - (1)法人県民税

法人県民税の納税義務者である公益法人等に敷地分割組合を加えることとした。 (第26条関係)

法人税の連結納税制度のグループ通算制度への移行に伴い、税率等の規定を整 備することとした。(第37条、第38条、第38条の2、附則第14条、附則 第15条、附則第16条関係)

法人事業税

法人税の連結納税制度のグループ通算制度への移行に伴い、申告納付の期間等 の規定を整備することとした。 (第43条、第45条の2関係)

県たばこ税

ウ

1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該 葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとした。(第64条 の3関係)

- その他規定の整理を行うこととした。(第31条の2、附則第19条関係) (4)
- この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定 は、それぞれ定める日から施行することとした。
  - (1) イ及びエ 公布の日
- (1) ウ及び(4) の一部 令和2年10月1日 (1) ア及び(4) の一部 令和3年1月1日 (2) ウ及び(4) の一部 令和3年10月1日
  - I
  - (2)エの一部 令和6年1月1日
  - マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンション  $(2) \mathcal{P} (\mathcal{P})$ の建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第62号) の施行の日
- 所要の経過措置を定めることとした
- ◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
  - 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の規定の整理を行 うこととした。 (第106条関係)
  - この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県部落差別の解消の推進に関する条例
  - 部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを条例の目的とし、及び基本理念を定め、県の責務を見直すこととした。(第1条-第3条関係)
  - 相談体制の充実、教育及び啓発並びに部落差別の実態に係る調査に関する規定を追 加することとした。(第4条-第6条関係)
  - 結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査の規制に関する規定について、 県外事業者を対象に加えることとした。 (第9条、第11条関係)
  - その他規定の整理を行うこととした。(第7条、第8条、第10条、第12条、第 13条関係)
  - この条例は、公布の日から施行することとした。

# ◇熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条 例

- 義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会は、当該教育委員会の定 めるところにより、教育職員の業務量の適切な管理等の措置を講ずるものとすること とした。(第7条関係)
- その他規定の整理を行うこととした。(第1条、第3条関係)

- この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例
  - 熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校を新設することとした。
  - 熊本県立かもと稲田支援学校を新設することとした。 (第2条関係)
  - この条例は、令和2年8月1日から施行することとした。
- ◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
  - 特殊作業手当の対象となる感染症被留置者看守作業等に係る支給対象感染症を追加 することとした。 (別表関係)
  - この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年2月1日から適用することとした。
  - 所要の経過措置を定めることとした。

#### 条 例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県条例第26号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次 のように改正する。

第4条第1項第2号中「限る」の次に「。次号において単に「家畜伝染病」という」を 加え、同項第3号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に改め、 同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- 家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業(前号に掲げる作業を除く。)で 知事が定めるもの
- 第4条第2項第1号中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の改正規定は、公布 の日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法律第16号)の施行の日の いずれか遅い日から施行する。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等 の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

能本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県条例第27号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職 員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等 の特殊勤務手当の特例に関する条例 (平成23年熊本県条例第57号) の一部を次のよう に改正する。

目次中「第3章 雑則(第7条)」を「第3章 新型コロナウイルス感染症により生じ 第4章 雑則(第8条)

た事態に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例 (第7条)

に改める。

第7条を第8条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県職員 等の特殊勤務手当の特例

(感染症防疫作業手当の特例)

- 職員特殊勤務手当条例第4条第1項に規定する職員が、新型コロナウイルス感染 症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第1 1号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)の患者が滞在する施設のうち知事が 定めるもの又はこれに準ずる区域として知事が定めるものにおいて、新型コロナウイル ス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知 事が定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として感染症防疫作業手当を支給する。 この場合において、職員特殊勤務手当条例第4条の規定は、適用しない。
- 警察職員、県立学校職員及び市町村立学校職員が、前項に規定する作業に従事したと
- きは、特殊勤務手当として感染症防疫作業手当を支給する。 前2項の感染症防疫作業手当の額は、第1項に規定する作業に従事した日1日につき、 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接 触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認 める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年2月1日から適 用する。

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

蒲 島 郁 夫 熊本県知事

#### 熊本県条例第28号

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第2 43条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員( 法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知 事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定め るものとする

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

- 知事等は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が県に 対する損害を賠償する責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該 各号に定める額を控除して得た額について、その責任を免れる。
  - 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地 方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和22年政令第 16号。以下「令」という。) 第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体 の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞ れ次に定める数を乗じて得た額 知事
  - 副知事、 1 教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会 の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員
  - 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員 会の委員又は地方公営企業の管理者

  - 職員(イ及びウに掲げる職員を除く。) 1 地方警務官 令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、 (2)次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
  - 警察本部長
  - 警察本部長以外の地方警務官 1 附 則員

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県条例第29号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第259号ア中「結核病」を「結核」に改め、同号イ中「ブルセラ病」を 「ブルセラ症」に改め、同号エ中「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に改め、同項 看、見せい角原科輸入業者、見せい角原料輸出業者又は見せい角原料製造業者の」を「見醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の」に「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者とは覚せい剤原料輸出業者指定申請手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定申請手数料」に改め、同項第293号中「覚せい利取締法」 を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤 原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付申請手数料」を「覚醒剤施用機関等 指定証再交付申請手数料」に改め、同項第294号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締 法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は 覚醒剤原料製造業者の」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、 輸出業者又は覚せい剤原料製造業者指定証再交付申請手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒 剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定証再交付申請手数料」 に改め、同項第295号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取

扱者の」を「覚醒剤原料取扱者の」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に改め、同項第296号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者の」を「覚醒剤原料研究者の」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同項第435号及び第477号の16から第477号の19までの規定中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同項第477号の20中「第14条第6項」を「第14条第7項」に、「同条第9項」を「同条第13項」に改める。別表第19の2の1の項中「第9項」を「第13項」に、「同条第6項」を「同条第7

別表第19の2の1の項中「第9項」を「第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同表の2の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。 附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第1項第260号オ及び第290号から第296号までの改正規定並びに 次項の規定 公布の日
  - (2) 第2条第1項第259号の改正規定 公布の日又は家畜伝染病予防法の一部を改 正する法律(令和2年法律第16号)の施行の日のいずれか遅い日
  - (3) 第2条第1項第435号及び第477号の16から第477号の20まで並びに 別表第19の2の改正規定 令和2年9月1日
- 2 熊本県収入証紙条例 (昭和39年熊本県条例第24号) の一部を次のように改正する。 別表第1手数料の項第264号から第270号までを次のように改める。
  - 264 覚醒剤施用機関指定申請手数料
  - 265 覚醒剤研究者指定申請手数料
  - 266 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定申請手数料
  - 267 覚醒剤施用機関等指定証再交付申請手数料
  - 268 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定証再交付申請手数料
  - 269 覚醒剤原料取扱者指定申請手数料
  - 270 覚醒剤原料研究者指定申請手数料

公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県条例第30号

公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例 (趣旨)

- 第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第19条の2第4項の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学(以下「法人」という。)の役員又は会計監査人(以下「役員等」という。)の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に関し必要な事項を定めるものとする。 (役員等の損害賠償責任の一部免除)
- 第2条 法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令 (平成15年政令第486号)第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号 に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。
  - (1) 理事長又は副理事長 6
  - (2) 理事 4
  - (3) 監事又は会計監査人 2 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県条例第31号

熊本県税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。 第28条中「によって」を「により」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、 ひとり親控除額」に改める。

第64条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、 当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

附則第8条の9第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。 附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第20条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応

するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(次項において「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄(次項において「払戻請求権放棄」という。)を同条第1項に規定する指定期間(次項において「指定期間」という。)内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

- 2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。
  - (新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産 取得税の減額等の特例)
- 2 前項の規定の適用がある場合における第60条第1項及び第61条第2項の規定の 適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

- 1	111 7	AN THE TWO	- 1		2 0
	第 6	0 条第	1	1 年 6 月 以 内 、	同項第2当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅
	項			号	の耐震改修(次条第1項に規定する耐震改修
					をいう。以下この項において同じ。)の日後
					6月以内の日まで、前条第3項第2号
				から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存
					住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
	第 6	1 条第	2	6月以内	同項の耐震改修の日後6月以内の日まで
	項				

第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第26条第5項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第31条の2第1項中「第48条」を「第739条の5」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改め、同条第2項中「によって行なう」を「により行う」に、「を行なう」を「を行う」に改める。

第37条第2項第2号中「又は同条第3項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月」を「当該法人の同項」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第6項を削る。

第38条中「第4項、第19項及び第22項」を「第31項及び第34項」に、「同条第46項」を「同条第55項」に改める。

第38条の2第2項を削る。

第45条の2第2項を削る。

第64条の3第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を 「1本」に改める。 附則第14条中「又は各連結事業年度」を削る。

附則第15条第1項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度」を削り、 る」に改め、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結 事業年度」及び「又は当該連結事業年度」を削る。

附則第16条中「又は個別帰属法人税額」、「又は連結事業年度」及び「又は各連結 事業年度」を削る。

附則第19条第3項中「第2項第4号」を「第2項(第3号に係る部分に限る。)」 に改める。

附

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
  - 第1条中附則第8条の9第2項の改正規定及び附則に2条を加える改正規定(附 則第21条に係る部分に限る。) 公布の日
  - 第1条中第64条の3第2項にただし書を加える改正規定及び附則第8項の規定 令和2年10月1日
  - 第1条中第28条の改正規定及び附則に2条を加える改正規定(附則第21条に (3)係る部分を除く。)並びに次項及び附則第3項の規定 令和3年1月1日
  - 第2条中第64条の3第2項ただし書の改正規定及び附則第9項の規定 (4)年10月1日
  - (5)
  - 第2条中第31条の2の改正規定 令和6年1月1日 第2条中第26条第5項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する 法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2 年法律第62号)の施行の日 (経過措置)
- 第1条の規定による改正後の熊本県税条例第28条の規定は、令和3年度以後の年度 分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお 従前の例による
- 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため の国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定 する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払 戻請求権(以下「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和2年2月1日から地 方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第161号)附則第2条第1項に規 定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻し をした者に対して同条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の 寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第5条第1項に規定する入場料金 等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部 分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、第1条の規定による改正後の熊本県税条 例附則第20条の規定を適用することができる。
- 第2条の規定(附則第1項第4号から第6号までに掲げる改正規定を除く。)による 改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分 は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税 法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。 第3条の規定(所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連 結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第15条 の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日前に開始した 事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。
- 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始し た事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(旧法人 税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。) (連結子法人の 連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、第2条の規定(附則第1項第4号から第6号までに掲げる改正規定を除く。 による改正前の熊本県税条例(以下「旧条例」という。)の規定中法人の県民税に関す る部分は、なおその効力を有する。
- 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度(連結 子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事 業税について適用する。
- 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始し た事業年度を含む。) に係る法人の事業税については、旧条例の規定中法人の事業税に 関する部分は、なおその効力を有する
- 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻た ばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻た

ばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県条例第32号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75 号)の一部を次のように改正する。

第106条第1項中「児童自立支援専門員養成所(以下この条において「養成所」という。)」を「人材育成センター」に改め、同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県条例第33号

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例(平成7年熊本県条例第18号)の全部を改正する。 (目的)

- 第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。(基本理念)
- 第2条 部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。 (県の責務)
- 第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び市町村 との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じ た施策を講ずる責務を有する。 (相談体制の充実)
- 第4条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。 (教育及び啓発)
- 第5条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。 (部落差別の実態に係る調査)
- 第6条 県は、国が行う法第6条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。 (県民及び事業者の責務)
- 第7条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が 実施する施策に協力する責務を有する。
- 2 県民及び事業者は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

- 第8条 知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。 (規制)
- 第9条 事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

(申出)

第10条 前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、 その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

- 第11条 知事は、事業者が第9条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違 反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のため に必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出 又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第12条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県条例第34号

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県 条例第81号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「給特法」という。」を加える。第2条第1項中「第6条」の次に「みび第7条」な加える。

第3条第1項中「第6条」の次に「及び第7条」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。 (義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会は、学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、当該教育委員会の定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県条例第35号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例

熊本県立学校条例(昭和39年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。 第2条の表特別支援学校の部熊本県立ひのくに高等支援学校の項の次に次のように加える。

#### 熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校

八代市

第2条の表特別支援学校の部熊本県立荒尾支援学校の項の次に次のように加える。

### 熊本県立かもと稲田支援学校

山鹿市

附則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県条例第36号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

部を次のように改正する。 別表第9号作業の項中「又は五類感染症」を「、五類感染症」に改め、「)に限る。)」 の次に「又は指定感染症(人事委員会が定めるものに限る。)」を加える。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、令和2年2月1日から適用する。
- 2 令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表の規定により被留置者看守作業、被留置者護送作業又は死体処理作業に係る特殊作業手当を支給された職員で改正後の条例別表の規定による感染症被留置者看守作業、感染症被留置者護送作業又は感染症死体処理作業に係る特殊作業手当を支給されることとなるものについては、改正前の条例別表の規定により支給された被留置者看守作業、被留置者護送作業又は死体処理作業に係る特殊作業手当は、それぞれ改正後の条例別表の規定による感染症被留置者看守作業、感染症被留置者護送作業又は感染症死体処理作業に係る特殊作業手当の内払とみなす。